

# 皆様のご意見を踏まえ、原案の作成に進みます！

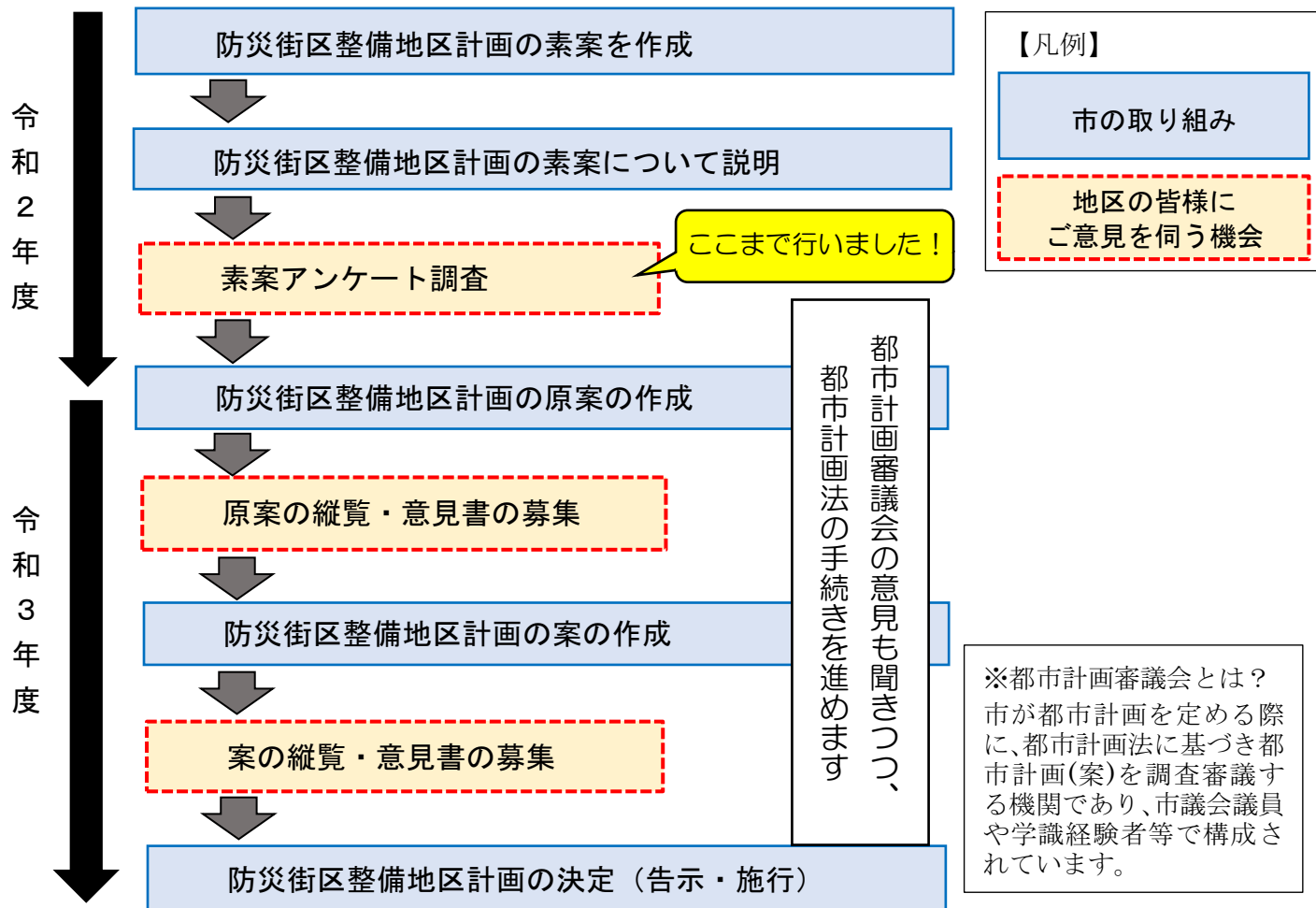
浦安市では、「建物の不燃化」を定める防災街区整備地区計画について、令和3年度中に決定することを目標に取り組んでいます。（下図「今後の取り組みイメージ図」参照）

今回のアンケート調査の結果を踏まえ、防災街区整備地区計画は、決定に向けて、次のステップである「原案の作成」に向けて進んでいきます。

今回の防災街区整備地区計画の決定では、「建物の不燃化」をまずは優先的にルール化することを目的に進めておりますが、その他のルール（未接道宅地の解消、敷地面積の最低限度、建物の高さなど）についても、防災街区整備地区計画の決定後に改めて地区の皆様と協議を重ね、必要に応じてルールの追加を検討していきたいと考えています。

本地区の防災性を高め、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、地区の皆様のご協力が不可欠ですので、引き続き、防災まちづくりへのご理解とご協力をお願いいたします。

## 【今後の取り組みイメージ図】



防災街区整備地区計画に関するお問い合わせ先  
浦安市 都市政策部 都市計画課  
浦安市猫実 1-1-1 TEL047-712-6542（直通） Email: toshikei@city.urayasu.lg.jp

堀江・猫実  
元町中央地区

# まちなみ

防災まちづくり通信 第9号

燃え広がらず、壊れにくい、逃げやすいまち

発行／浦安市 都市計画課  
令和2年12月



## 防災街区整備地区計画(素案)についてご意見を伺いました！

堀江・猫実元町中央地区（以下、「本地区」）は、大規模な地震時等に被害が心配されている地区です。浦安市では、平成30年度から住民勉強会やアンケート調査等を通して、地区の皆様と防災街区整備地区計画の決定に向けて、取り組んできました。

そして、令和元年度には、これまでの検討経緯を踏まえ、「建物の不燃化」について定める防災街区整備地区計画（素案）（以下、「素案」）を作成しました。

令和2年10月25日（日）に浦安小学校でこの素案の説明会を開催し、32名の方にご参加いただきました。

説明会では、これまでの防災まちづくりの経緯、素案の内容、同時期に実施していたアンケート調査についてご説明しました。

アンケート調査の詳細については、次のP2・3でご紹介いたします！

素案説明会の様子



## 建物の不燃化とは？

「建物の不燃化」とは、「建築物を新築・増改築する場合は耐火性能の高い建築物（耐火建築物・準耐火建築物）にする」というまちづくりのルールのことです。これにより、本地区内で徐々に火災に強い建物が建築されていき、地区全体が火災に強いまちになっていきます。

※「建物の不燃化」を定める防災街区整備地区計画は、制度施行後の新築・増改築に適応されるルールであり、現在お住いの住居をすぐに建て替えなければいけないというものではありません。

将来、建て替える際に建物の不燃化を行っていただくためのルールになります。

### 建築物の耐火性能の種類



# 素案のアンケート調査についてご紹介します！

## 《概要》

調査期間：令和2年10月12日（月）～令和2年11月13日（金）  
 対象者：本地区内に土地・建物の権利又はそれに関わる権利を所有している方  
 趣 旨：素案を構成する主要4項目について、地区の皆様から賛否のご意見を伺うことを目的に実施しました。  
 回収数／配布数（回収率）：405通／1,316通（30.8%）

たくさんのご回答  
 ありがとうございました！！



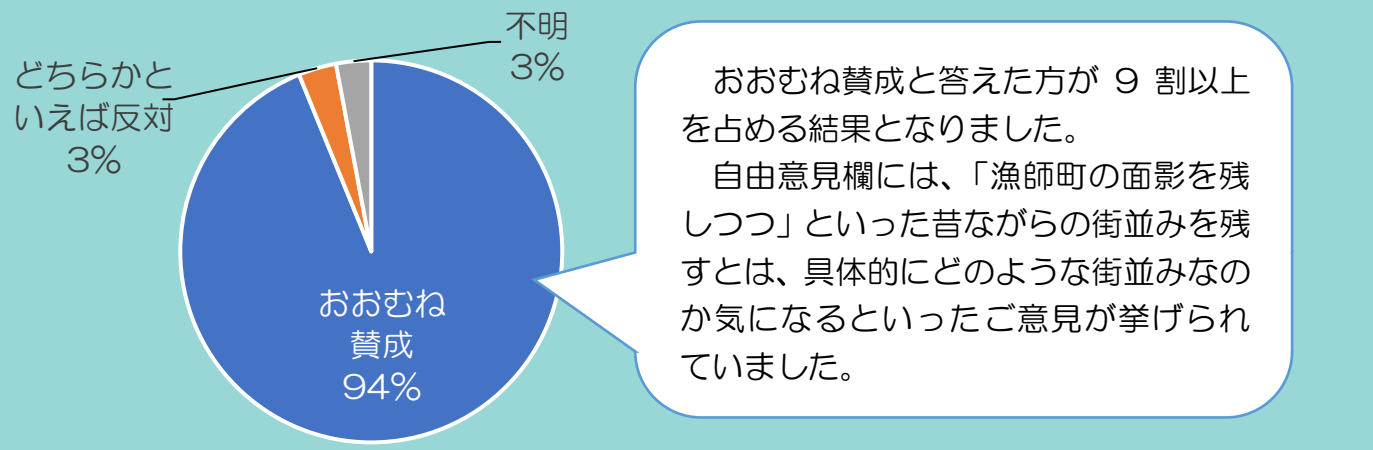
## 《全体の集計結果》

全ての設問において、ご回答いただいた方の約90%から「おおむね賛成」というご意見が頂けました。

## 各設問ごとの集計結果について

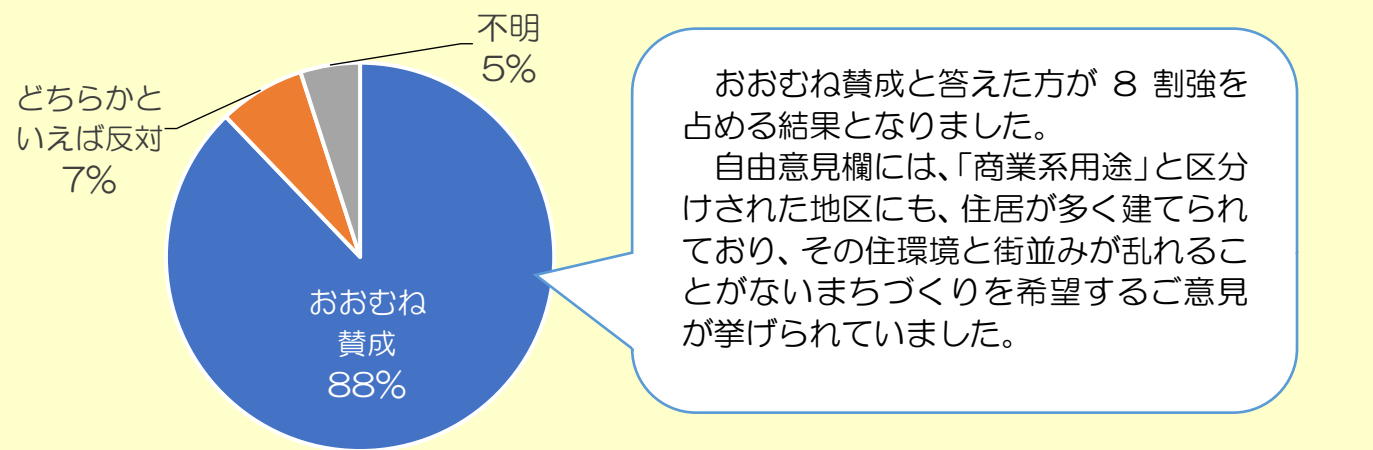
### 問1 防災街区整備地区計画の目標についてどのようにお考えですか。

防災まちづくり方針に基づき、「漁師町の面影を残しつつ、災害に強い快適な住宅地の形成を目指す」ことを地区計画の目標にします。



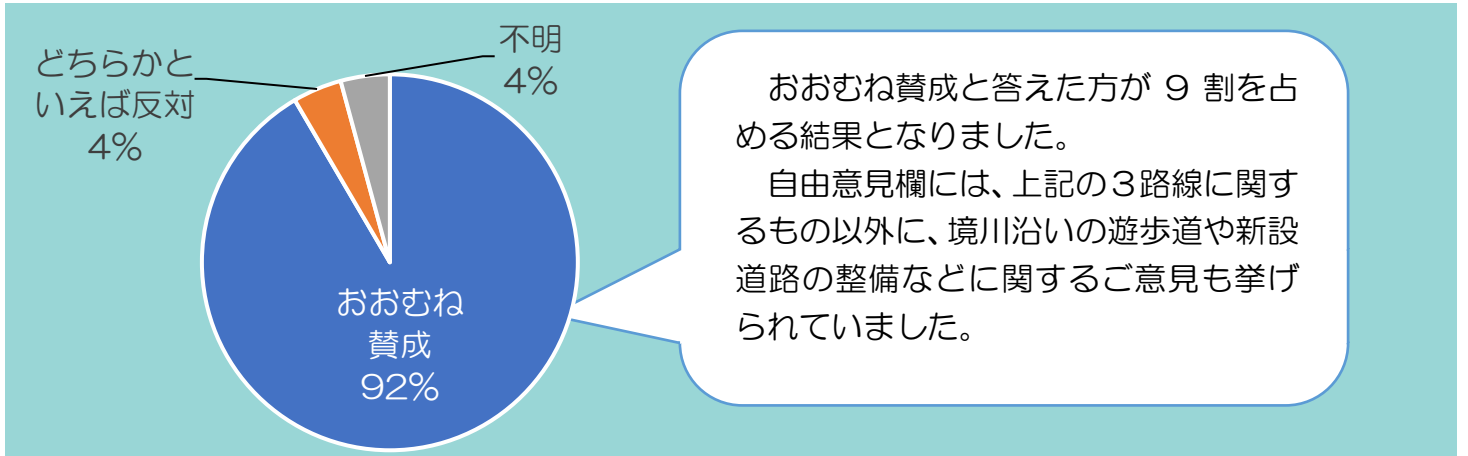
### 問2 土地利用の方針についてどのようにお考えですか。

浦安市が定めた現在の用途地域の区分に応じ、「商業系用途」と「住居系用途」の2種類に区分けします。



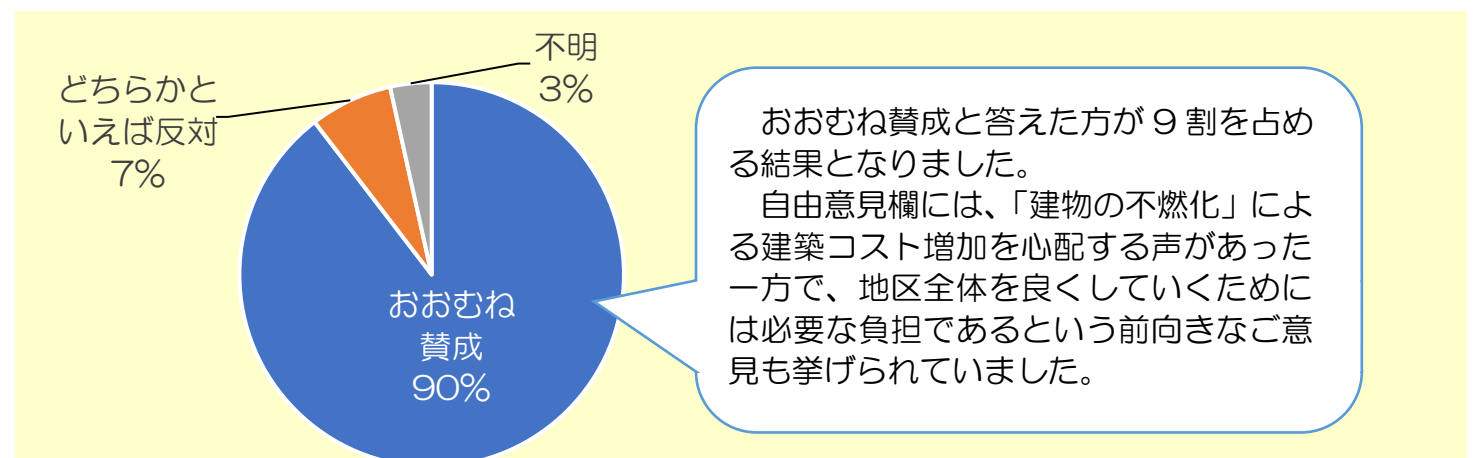
### 問3 地区防災施設についてどのようにお考えですか。

地区の防災機能を確保するため、基礎となる公共施設として「新中通り」「みなと線」「5番通り」の3路線を現状の幅員のまま位置付けます。



### 問4 地区に建物の不燃化のルールを導入することについてどのようにお考えですか。

地区全体を対象に、新築又は増改築する建築物を「耐火建築物」または「準耐火建築物」に制限します。ただし、歴史的建造物や寺社、文化財等、地区の景観に資する建築物は除外します。



## 皆様から寄せられたその他のご意見について

今回は素案に関するアンケートでしたが、ご回答いただいた皆様からは未接道宅地の解消やブロック塀の制限、防災広場の整備など、本地区の防災まちづくり全般について、様々なご意見も頂き、改めて、本地区の皆様への意欲の高さがわかる結果となりました。

浦安市としても、防災街区整備地区計画で「建物の不燃化」を定めた後も、引き続き、これらの課題解決に向けて取り組んでいく考えています。

### 【参考】ご回答いただいた方の内訳

各町丁目ごとの回答数は以下のような内訳になりました。

#### 【町丁目別の回答状況】

	堀江2丁目	堀江3丁目	猫実3丁目	猫実4丁目	地区不明	合計
回答数	68通	95通	109通	109通	24通	405通
全体の割合	16.8%	23.5%	26.9%	26.9%	5.9%	100.0%